



認証番号 C 0 0 1 3

認 証 書

ITセキュリティ評価及び認証制度に基づき、下記のとおり
認証する

平成 16 年 8 月 3 日

独立行政法人情報処理推進機構
理事長 藤原 武平太

原紙
押印済

Enterprise Certificate Server Set

認 証 番 号 : C 0 0 1 3
申 請 者 : 株式会社日立製作所
東京都千代田区神田駿河台四丁目 6 番地
執行役社長 庄山 悅彦
045-862-8498
開 発 者 : 株式会社日立製作所 ソフトウェア事業部
神奈川県横浜市戸塚区戸塚町 5030 番地
松永 和男
045-862-8498
IT 製品・システムの種別 : IT 製品 (認証局機能)
評価機関の名称 : 株式会社電子商取引安全技術研究所 評価センター
適用した評価基準 :

ISO/IEC 15408:1999 Information technology - Security techniques -
Evaluation criteria for IT security.
JIS X 5070(2000) セキュリティ技術 - 情報技術セキュリティの評価基準
Common Criteria for Information Technology Security Evaluation
認証機関が公開する の翻訳文書

適用した評価方法 :
JIS TR X 0049(2001) 情報技術セキュリティ評価のための共通方法
Common Methodology for Information Technology Security Evaluation
認証機関が公開する の翻訳文書

保証パッケージ : EAL3
適合PP名 : なし

本認証書の注意事項を裏面に示す

注意事項

- ・本認証書は、対応する認証報告書とともに、認証の対象となったＩＴ製品、システム又はＰＰ（名称、版数）に対してのみ適用される。
- ・本認証書は、電子政府の構築に係る調達に必要な手続きのために、表面の申請者に対して提供されたものであり、独立行政法人情報処理推進機構（以下、「機構」という）は、本認証書をこの目的以外に使用された結果生じた損害及び申請者以外の者が本認証書を使用した結果生じた損害については一切責任を有しない。
- ・機構は、本認証書によって認証したＩＴ製品等について、本認証書に記載の内容以外については、一切、補償等の責を負わない。
- ・本認証書は、評価に用いたＴＯＥが本認証書に記載された評価基準及び評価方法に基づく評価の結果、保証要件に適合していることを示すものであり、個別のＩＴ製品又はシステムそのものを保証するものではない。
- ・本認証において、ＣＣＲＡ加盟国の認証機関が認証したＩＴ製品又はＰＰが含まれる場合であって、申請者から当該ＩＴ製品又はＰＰを認証の対象としない旨、認証申請時に要請のあったものについては、当該ＩＴ製品又はＰＰについて機構はその責任を負わない。
- ・機構の故意又は重過失により申請者に対して行う賠償は、3千万円を上限にしてＴＯＥの開発費用又はＰＰの作成費用を超えない範囲とし、機構はこれ以外の責任を一切負わない。
- ・機構は、申請者以外の者に対し、一切補償等の責任を負わない。
- ・本認証書を、不正に使用したり（記載されているＩＴ製品、システム又はＰＰと異なる版番号のものに使用する等）、誤解を招くような方法で広告、説明等に使用した場合には、認証の取消しを行うことがある。